

IT 活用事業化支援事業
IT 活用事業化支援事業助成金公募要領

1. 制度の概要

本助成金は、島根県内の事業者が、IT を活用し、自社にとって新たなサービス・製品を開発して市場投入を図る取組について、その経費の一部を助成することにより、経営の変革を後押しするとともに、新たなサービス・製品の創出を図ることを目的としています。

2. 助成対象となる事業及び事業者とは

対象事業	<p>IT を活用した新たなサービス・製品の開発および市場投入を目的とする事業。ただし、以下の条件をすべて満たすものに限る。</p> <p>(1) 自社にとって新規の開発であり、IT の活用が見込まれること。</p> <p>(2) 市場調査、顧客ヒアリング、試作等による検証を経ていること。</p> <p>(3) 開発したサービス・製品を、有償で提供（商用化）する計画であること。</p> <p>(4) 既存サービス・製品の機能追加や性能向上、その他これに類する改良ではないこと。</p>
対象者	<p>次に掲げる要件の全てを満たす者とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者。</p> <p>ア 県内事業者</p> <p>イ 県内の IT 事業者とサービス事業者で組織されるコンソーシアム、これらを出資者とする法人、又はこれらを構成員とする組合等。</p> <p>※「県内」とは、島根県内に本社、支社及び主たる事業所を有することをいう。</p> <p>※「IT 事業者」とは、受託開発ソフトウェア、組込みソフトウェア、パッケージソフトウェアなどの作成、アプリケーションサービス、情報の処理・提供などを行う事業者をいう。</p> <p>※「サービス事業者」とは、サービスの提供主体となる事業者であり、日本標準産業分類などによる区分とは必ずしも一致しない。</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営んでいない者</p> <p>(3) 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」のいずれにも該当しない者</p> <p>(4) 島根県において県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）の未納がないこと又は納税義務がないこと。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金交付の対象者としない。</p> <p>(1) 令和 7 年度以前に本助成金の「サービス・製品開発支援事業」または「新事業創出モデル支援事業（伴走枠）」で採択された事業と同一の内容である場合。</p>

	(2) 助成事業の実施期間内において、当該事業に対して他の補助金や助成金を充当する場合。
助成対象経費	(1) 人件費 (2) 旅費 (3) 事業に要する開発及び実地検証に必要な機器の購入、試作、改良、据付及び借用に係る費用 (4) サービス・製品開発に必要となる外部委託費（サービス・製品開発に必要となるチラシ・カタログ・動画等の作成・印刷経費も含む） (5) その他理事長が特に必要と認める経費
助成率	2 分の 1 以内（千円未満切捨て）
助成限度額	3, 0 0 0 千円
助成事業実施期間	交付決定日から 1 年以内
注記事項	1. 消費税及び地方消費税相当額は対象外とする。 2. 助成対象となる人件費及び旅費は、本助成事業に直接関与する者の経費に限って対象とする。 3. 助成事業者の内、サービス事業者がサービス・製品の開発を外部委託する場合、外部委託費は県内の IT 事業者への委託費に限り対象とする。 4. 助成事業者が外部委託を行う場合、外部委託費は助成金の交付の対象となる経費の 2 分の 1 以上とすることはできない。 5. 助成事業実施期間内に支払いまでが完了していること。 6. 過去に本助成金又は IT 活用事業化支援事業補助金の交付の決定を受けた者については、当該交付の決定を受けた事業が完了するまでは新たに本助成金の交付の申請はできないものとする。

3. 助成対象経費全般にわたる留意事項

(1) 助成対象外経費

- ・ 助成事業期間中の販売を目的とした製品に係る経費（テスト販売を除く）
- ・ 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・ 電話代、インターネット利用料金等の通信費（クラウドサービス利用費に含まれる付帯経費は除く）
- ・ 文房具などの事務用品等の消耗品代
- ・ 収入印紙
- ・ 振込等手数料（代引手数料を含む）
- ・ 租税公課
- ・ 各種保険料

[令和8年度版]

- ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン・プリンタ・文書作成ソフトウェア・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機など）の購入費
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

4. 申請の方法

- (1) 助成金交付要綱、申請様式については、IT イノベーションセンターホームページからダウンロードできます。
- (2) 申請時の提出物は次のとおりです。
 - ・助成金交付申請書（様式第1号、別紙1）
 - ・申請事業者の概要書（会社案内等） 1部
 - ・直近2期分の決算書 1部
 - ※貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費内訳書、個別注記表含む
 - ※決算から半年以上経過している場合は直近の試算表も添付
 - ・島根県税に係る納税証明書（一般用、全税目の未納の徴収金がないことの証明）1部（写し可）
 - ・交付要領第4条第1項第1号イのコンソーシアムとして申請する場合は、コンソーシアム協定書1部
 - ・その他資料（当財団が必要とする資料）
- (3) 申請締め切りと審査会の日程
IT イノベーションセンターホームページにてお知らせします。

5. 事業の採択

- (1) 審査会
審査会において事業計画のプレゼンテーションを行っていただきます。この上で、審査会において審査項目に基づき審査を行います。審査会は随時開催予定ですが、詳細については申請時点において別途お知らせします。
- (2) 採択基準
助成事業は、この事業の趣旨に沿った計画であり、計画の実現性について審査を行います。次のような項目で総合的に勘案し、予算の範囲内で採択します。
 - ① ビジネスプラン評価
 - ・市場・顧客課題の妥当性
 - ・サービス・製品の独自性・競争優位性
 - ・事業性・成長性
 - ② 開発体制評価
 - ・開発計画の実現性
 - ・実施体制・技術力
 - ・事業推進力・継続性
 - ③ その他
 - ・地域経済への波及効果など
- (4) 審査結果

[令和8年度版]

審査の結果については、書面にて通知します。審査内容に関するお問い合わせについては応じられませんので、予めご了承ください。

(5) 公表

交付決定となったものについては、企業名・事業名について公表する場合がありますので、予めご了承ください。

6. 助成事業の流れ

助成事業の基本的な流れは次のとおりです。



7. 注意事項

(1) 事業開始日と事業完了日について

ア 助成金の対象となる事業の実施は、「交付決定」があった日以降になります。それ以前に着手（発注・支払等）した経費は助成対象外となりますので、ご注意ください。

イ 「事業完了」は、支払行為を含む全ての行為の完了を意味します。そのため、事業完了日を過ぎた支払経費は、原則助成対象外となりますので、ご注意ください。

(2) 事業の適正な遂行

助成事業が採択された場合、事業完了後に提出する実績報告書に添付する帳簿等の様式をお渡ししますので、事業の実績状況等を記録してください。

(3) 事業実施結果の報告

助成事業終了後5年間は、助成事業の実施結果について報告をしていただきます。

(4) 財産処分の制限

助成金を活用して取得した財産等を処分するときは事前に書面で申請し承認をうける必要が

[令和8年度版]

ありますので、予めご了承ください。

8. お問い合わせ・申込先

公益財団法人しまね産業振興財団

ITイノベーションセンター（ITOC）

〒690-0816 島根県松江市北陵町1番地

TEL：0852-61-2225 FAX：0852-61-3322 E-mail：itoc@s-itoc.jp